

社説

朝鮮駐在の守備隊

日清戦争以來我國が朝鮮の地に特守備隊を置きたるは如何なる理由なりや云ふに彼の政府が國事の改革を断行せんとするに自から兵力の後援なきを得ず然るに自國の兵隊は實際に用を爲さざるのみか本來その改革は日本の勸告に出でたるものなれば兵力も專ら日本に依頼す可しとの餘儀なき請求に由り特守備隊を駐在せしめたる次第なりと云ふに遂に昨年十一月の如き不始末を演じて國王は他國の公使館に往きたるまじ今に歸らず一般に舉て日本人を除外し或は政府の官吏中には國王の宮に隣らざるは日本兵の微儀を恐るゝが爲めなりと云ふ言を爲すものあるよし朝鮮人が反復常々思知らずの舉動は毎度の事にして今更ら怪しむに足らざるも事進斯くの如き以上は最早や好意を以て我兵を置くの必要はある可らず或は日清の開戦は支那人が朝鮮を蹂躙せんとしたるが爲めにして今後とも其根柢なきに非ざれば自から之に備ふるの必要ありと云はんかたれども支那は速戦速敗、國力の疲弊を告げて其回復さへ容易ならざる場合なれば到底隣國に手を出すの餘力はある可らず支那のみならず今の世界には云はざるを得ず或は軍に支那のみならず今の世界には朝鮮の有様を若目して動もすれば機軸に乗せんとするの野心固なきに非ず決して油断す可らずとの説もあれども若も他の強國が志を決して事端を開かんとするの日は僅々の守備隊何の用に立つ可きや之を頼んで他を抑へんとするが如き迂闊の極と云はざるを得ず或は又守備隊は其名の如く公使館及び居留人民守備の爲めなり朝鮮に於て不慮の騒動は毎度の沙汰にして爲めに損害を受けたるも少なからざれば兼之に備ふるの必要ありと云はんか成程以前に於ては居留人の數も少なくして暴徒等の爲めに損害を蒙りたるも多少ありしかども今は其人數も次第に増して屈強の男子のみならず千人を得るは難からずと云へば其自衛に一任して危險の患はゆる可らず我輩の保護する所なり或は昨年來日本人が彼地に於て暴徒に殺されたるの例あれども是れは内地旅行中の出来事にして不慮の災難のみ居留地に在る守備隊の力に及ばざるもなれば實際に如何とす可らず單に居留地の守備とならば決して其必要を見ざるなり計へ來るときは我守備隊は如何の必要の爲めか其理由を發見する能はず若しも斯く之の必要ありとならば我輩は敢て理由を開かんとするものなれども實際その理由なきに於ては速に撤回すると得策なるべし駐在の爲めの費用は全く無益にして目下國內に兵備擴張の折柄、個令は少數の兵なりとて漫に無用の地に置く可きに非ざればなり我守備隊を引揚げたる處にて彼國の有様は如何なる可きやと云ふに彼の地方の暴徒等が到る處、組織の勢を逞ふして京城附近まで押寄せながら容易に城内に入らざるは只日本兵を恐るゝが爲めのみならず又城内にも現政府に不平の聲ありて何かの機會を待て發せんとするもの少なからざるもなれば我兵進出の際には國內の大騷亂は勿論、或は黨閥の内に非常の變を見るも亦ある可し朝鮮國の爲めには不幸の上なれども是れは自から他國の事、然かも自から頼りの兵にして日本人の知

る所に非ず我國人の見る所は自國の利益のみなれば他國の治亂如何には毫も顧みざるを用ひず只その國難甚だしきを極め我居留民の安全に關係するに至らば其時に際し急に出兵して自から備ふ可き其法を容れにして掛念に及ばざるもなり今日の場合に至り無用の地に我兵を勞せしむるが如き眞實無益の談なれば朝鮮の守備隊は速に撤回して然る可きものなり

○判事の轉所と裁判所構成法 裁判所構成法は判事の非免轉動に際し思ひの外苦惱を生ずる種子となり遂には干谷判事の油断赴任を拒むり今復た別所判事佐渡轉動を背せずして懲戒せられんとす然れども今回の事たる當該判事の反抗する理由其た薄弱なる上に其在勤の場所、地方に關係するを以て世人の之に注目するもの少なし而して別所判事が司法大臣の命令を奉せざる理由は矢張り裁判所構成法第七十三條に「第七十四條及第七十五條の場合を除く外判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由らざれば其意に反して轉官轉所停職免職又は減俸せらるゝもなれども但し懲罰判事たるに及補欠の必要なる場合に於て轉所を命ぜられしは此限にあらざらん」とあるに基きても其官單に本條に背反せる命令なりと云ふに過ぎざるより司法大臣は更に其命令を細説して七十三條第一項の未文なる但書に依るものなりとの大義を通じたりも氏は但書の事には一言も云ひ及ばず唯前同通りを繰返すを以て司法大臣は斷然懲戒の手續履行を控訴院の檢事長に訓令したるものにして故干谷判事の折には大審院の一部並に法曹會中には同判事に同意同成を表明して司法大臣を非難するもの少なからざりしも今回は別所判事の拒命を不當として一人の同論者なき有様なりと云ふ由來獨逸の構成法採には右の如き但書なれども各州に法學專修の大學ありて甲州内の判事は出でて乙州の裁判所に赴くを嫌ふとある由然るによし我邦は獨逸と全く事情を異にし法學を専攻せんとするものは先づ都下に入りて學問の勢を積むより自然都下の寓居を喜ぶべきは人情の常ならん幸に今日にては舊藩地等の關係より均等に依りては快く赴任を承諾する者あれども今後は夫等の關係益々薄らぎ偏地の轉動を喜ばざるの情態々加はるべし現に九州地方に於てすら尙ほ赴任を喜ばざるものあるに至り是に於て十三條但書の効能漸く顯はれる別所判事の苦情の如きは構成法制定の當時當局者の風に豫想せし處にして處分の履行は自棄自得と云ふの外なきなり

○進歩黨の遊説報告會 進歩黨の遊説報告會本正隆、尾崎行雄、志賀重昂、肥後龍の四氏は此程歸京したるを以て本日午前九時より愛宕館に報告會を開くよし

○兩宮氏の訴訟提起 兩宮敬次郎氏は差押財産の處分方に就き再度市參事會に請願書を差出したれども許されざるより昨日久我府知事と相手取り債權差押命令取消請求の訴訟を東京地方裁判所に提起せりと云

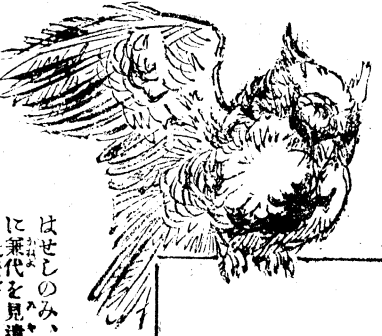
○赤十字社有功社員 去月二十八日吉原大阪府書記官は同地の重なる赤十字社社員を大阪ホテルに會して有功社員二時出金千圓以上の申込を勸誘せしに席上直に其申込を爲したるは東區の瀧池善右衛門氏同夫人及び南區の和田久左衛門氏の三名なりしが其後追々申込みたるもの二十五名の多きに及びしよし

女武者

第四回 木曾の天險

霧中の天地靜かにして、蟄龍未だ雲を得ず、浮世の風の容易く吹き來らずといひながら、群蝶互に食まんとする今日此頃、懸伏の館にも萬一の備はありて、驚破といはゞ千軍萬馬立所に備はらん手配残る處なく、板敷の上に膝を敷き詰めたる大廣間には、鎧物の具を置並べ、時ありて精ながら劍の吼ゆる聲聞ゆ。人は兼遠を老いたりとていへども、英雄は處々世を欺いて、筋に時期の來るを待つ。此大廣間を、後日に到りて旭日將軍源義仲を誅滅せしめたる所なれ。兼代は兄が心を知るよしも無く、物の大郎が導く處に、間毎く打過ぎて、廣間に隣る書院へ打通りぬ。絶えて久しき兄が無事の顔を見るにつけ、兼代といひ「流石は女子の、先立つものは派手なり。」

兼代は兄の心を知るよしも無く、物の大郎が導く處に、間毎く打過ぎて、廣間に隣る書院へ打通りぬ。絶えて久しき兄が無事の顔を見るにつけ、兼代といひ「流石は女子の、先立つものは派手なり。」



兼代は兄の心を知るよしも無く、物の大郎が導く處に、間毎く打過ぎて、廣間に隣る書院へ打通りぬ。絶えて久しき兄が無事の顔を見るにつけ、兼代といひ「流石は女子の、先立つものは派手なり。」

兼代は兄の心を知るよしも無く、物の大郎が導く處に、間毎く打過ぎて、廣間に隣る書院へ打通りぬ。絶えて久しき兄が無事の顔を見るにつけ、兼代といひ「流石は女子の、先立つものは派手なり。」